

議案第 16 号

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例

橋本市特別会計条例(平成 18 年橋本市条例第 69 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。 <u>(1)～(3)</u> 略	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。<u>以下「法」という。</u>)第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。 <u>(1) 住宅新築資金等貸付事業特別会計 住宅新築資金等貸付事業</u> <u>(2) 公共用地先行取得事業特別会計 街路公園等公共用地先行取得事業</u> <u>(3)～(5) 略</u> <u>(6) 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u> <u>(7) 土地区画整理事業特別会計 土地区画整理事業</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の橋本市特別会計条例の規定による住宅新築資金等貸付事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計の令和 5 年度の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

(橋本市住宅新築資金等貸付事業基金条例の廃止)

3 橋本市住宅新築資金等貸付事業基金条例(平成 18 年橋本市条例第 93 号)は、廃止する。